



平成19年8月31日

各 位

| | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 新 華 フ ァ イ ナ ン ス ・ リ ミ テ ッ ド | |
| 最高経営責任者 | フレディ・ブッシュ |
| (東証マザーズ、コード番号：9399) | |
| 問合せ先 (国外) | シニア・ゼネラル・カウンセル ジョン・マクリーン |
| 電話番号 | 香港 852-3196-3939 |
| 問合せ先 (国内) | IR 部 シニア・マネージャー 山田 佳孝 |
| 電話番号 | 03-3221-9500 |

新株発行に関するお知らせ

当社は、2007年8月31日の取締役会において、以下の通り株式を発行することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 新株発行の理由

当社は、2003年11月10日の株主総会において承認された株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、当社グループの一部の役員および従業員に対して、当社普通株式を発行することを決定しました。当社は、社外のコンサルタントおよび当社の報酬委員会の助言のもとで当社グループの役員および従業員に対する報酬戦略を策定し、当社取締役会において、当社グループの役員および従業員に対して、以下の通り、従来当社が付与してきたストックオプションではなく、当社普通株式を発行し付与することを決定しました。発行される株式は、27,000株を上限とし、そのうちの10,753株は2007年、2008年、および2009年の各末日に、3回に分けて発行され、残りの16,247株は、対象となる役員および従業員の業務のインセンティブを一層高めることを目的として必要に応じて発行されます。

2. 新株発行の条件

(1) 発行日

10,753株を上限として下記(5)のとおり発行されます（制限株式）。

16,247株を上限として適宜必要に応じて発行されます（非制限株式）。

(2) 発行される株式の種類および数

当社普通株式 27,000 株を上限とします。

(参考：2007年8月31日時点の当社発行済株式総数は1,014,959.79株です。)

(3) 発行価額

1株につき 20 香港ドル (注)

(4) 譲渡制限

(i) 制限株式は、発行と同時に自由に譲渡ができるものとします。

(ii) 非制限株式は、発行と同時に自由に譲渡ができるものとします。

(5) 制限株式の発行方法

2007年12月31日、2008年12月31日、および2009年12月31日において、それぞれ制限株式の発行数の3分の1を上限として、付与対象者および発行株式数が確定し発行されます。

なお制限株式については、新株式が発行される日より前に当社を退職した当社および当社子会社の従業員は、制限株式の付与を受けられません。

(6) 資本組入額

1株につき 20 香港ドル

(7) 新株の付与を受ける者

制限株式は、当社および当社子会社の役職員（日本の居住者を含まない）合計150名に対して発行され付与される予定です。

(注) 当該株式は新株の付与を受ける当社グループ会社の役職員に対する報酬の一環として付与されるものであるため、当該役職員は新株の付与を受ける際に現金による払い込みは発生しません。

本プレスリリースは、日本国における当社が発行する証券の募集を構成するものではありません。日本国の証券取引法上の届出は行われておらず、また行われる予定もありません。適用ある法令に従う場合を除き、当社が今回発行する証券は、直接的又は間接的に、日本国内において、または日本国内の居住者に対し、もしくはその者のために、募集または売出を行うことはできません。